

要求実現の力をもつ
労働組合をめざし
全国で組織建設と
拡大をすすめよう!



発行所
JMITU
(日本金属製造情報通信労働組合)
〒114-0023 東京都北区滝野川
3-3-1 ユニオンコーポ 3階
電話 (03) 5961-5601~2
FAX (03) 5961-5603
※組織外、無断転載禁止

すべての仲間に、くらし改善する一時金を

要求154支部分会 **平均96万円** (3・10カ月) **11月7日** 回答指定日

JMITUは25日、全国いっせいに年末一時金要求を提出しました(回答指定日11月7日)。要求提出154支部分会の要求額は支部分会平均96万円(3・10カ月)、組合員一人平均で101万円(3・18カ月)で、昨年に比べ支部平均で4万円上回っています。実質賃金も個人消費も落ち込んでいるもと、「せめて一時金で生活改善を」との切実な要求の反映です。経営者には労働者の要求に誠実に応え、労働者の生活をまもる責任があります。JMITUは回答指定日での誠意ある有額回答を求め、翌8日にはストライキや職場集会、決起集会など産業別統一闘争を強化します。

10月27日には東京地本が秋年末闘争決起集会を、回答指定日翌日には大阪地本が決起集会とデモをおこなうなど、産業別統一闘争を強化しています。回答指定日前の11月3日、国会大包囲をはじめ全国各地でおこなわれる9条改憲に反対する全国行動を秋年末闘争の決起に場とし、各支部分会執行委員を中心に参加すること、とくに国会包囲には首都圏から500人の参加をめざします。

回答指定の団体交渉を全員待機で見守るとともに、回答延期や低額回答には翌8日のストライキや職場集会で抗議、「働き方『改悪』と憲法9条改憲に反対する」職場決議を上げ、たたかう決意を示します。



フクダ電子パワハラ退職強要事件の控訴審判決で全面勝訴。記者会見する弁護士・原告(10月18日・司法記者クラブ) = 記事2面 =

「時間外労働」改悪先取りの「逆提案」許さないたたかいを

17秋闘の回答状況は、10月26日現在135支部分会で要求が提出され、44支部分会で前進回答を引き出しています。年末一時金のたたかいと結合し、「秋闘要求でも前進を」と秋年末闘争としてのたたかわれています。

17秋闘では「本物の『働き方改革』を実現する統一要求書」にたいし、少なくない支部分会で「法律通り」や「現状では考えていない」など、要求の趣旨と反対の回答＝「後退回答」が目立ちます。神奈川のある支部では、時間外労働の上限を大幅に増やす特別条項つき36協定締結を支部に押し付けようとしています。100時間までの時間外労働を認める「アベ働き方改悪」の先取りは許さないとして支部では地本に相談、産別対応をつよめています。こうした攻撃が今後強まるのはまちがいありません。支部まかせにせず、産別で点検し援助をつよめます。

多くの職場で人手不足や長時間労働が深刻になっており、新卒採用や継続雇用者の賃金・処遇の改善による人員増・人員確保が経営者にとっても課題になっています。東京東部・小坂研究所支部で14人、京滋・カシフジ支部で10人の人員増の回答を引き出しました。「どの職場に〇人」「せめて退職者の補充」の具体的な要求、「継続雇用者にも一時金を、まともな賃金を」の職場世論をつくり、ねばり強くたたかいます。

「間接的な退職強要」も違法行為 長野・フクダ電子パワハラ退職強要事件

長野県松本市にあるフクダ電子販売で働いていた女性社員4人が、代表取締役によるパワハラによって退職に追い込まれた事件で東京高裁は10月18日、女性4人に対するパワハラによる退職強要を認め、減額した賃金の支払い、慰謝料支払いで一審判決を上回る損害賠償を認めました。

長野地裁松本支部における一審では、退職強要については、懲戒処分、賞与減額など直接的なパワハラを受けた原告1人のみしか認めていませんでした。これにたいし東京高裁では「給与が高額すぎる」「50歳代の社員は会社に有用ではない」などとの代表取締役の発言は、「経営にとって不要な者」と伝えたものと言えらるるとして1人への退職強要を認め、残る2人についても、2人にたいする「正当な理由のない懲戒処分や賞与減額を見聞きし、しづれ自分たちも同じような対応を受け、退職を強いられるであろうと考え、退職届を提出し退職に至った」ことは、「間接的に退職を強いるものであり違法な行為」と認定しました。

直接的に強要された労働者のみでなく、間接的な強要をも認定した点で画期的な判決といえます。

総選挙の結果について(談話)

2017年10月25日

JMITU中央執行委員長 三木陵一

1、10月22日投票でおこなわれた第48回総選挙は、9条をはじめ憲法改悪をめざす自民・公明の与党が引き続き3分の2の議席を、希望と維新を加えた改憲勢力が8割の議席を占める結果となりました。

しかしけっして、安倍自公政権や9条改憲が国民多数から支持された結果ではありません。それは選挙中の少なくない世論調査で内閣不支持率が支持率を上回り、「安倍政権が続くのがいい」46%と「別の政権に代わるのがいい」47%（「朝日」10月23日付）が拮抗し、憲法9条改憲については「反対」46%、「賛成」36%（同）と、反対が大きく上回った数字にも示されています。

2、国民の多くが安倍政権の続投を支持しないなかでも政権与党が圧倒的な議席を確保した最大の理由は、4割台の得票でも7割以上の議席を独占するという小選挙区制度に加え、野党側においては新たな代表によって民進党が分裂させられ、この間積み上げられてきた「市民と野党の共闘」の努力が壊される事態がつくられたことが大きく影響しました。野党共闘を壊し、安倍政権の継続に手を貸した民進党代表と加担した連合会長の責任は強く批判されるべきものです。

3、そうしたもともども、安保法制廃止、立憲主義を取り戻す「市民と野党の共闘」の世論と、共産党、社民党の努力が続けられたもともと立憲民主党が発足し、「市民と立憲野党の共闘」が再構築され協力体制がとられました。自公が3分の2の議席を占めたもともども、「安倍9条改憲」に明確に反対し、「市民と野党の共闘」に立つ立憲民主党が野党第1党に躍進し、護憲の新たなかたまりが誕生したことは、今後のたたかいと共闘の新たな前進につながるものです。

4、JMITUは今回の総選挙を、安倍暴走政治にストップをかけ、「9条改憲」と「働き方改悪」を阻止する選挙と位置付け、「市民と立憲野党との協力・共闘」をすすめていくこと、すべての支部部分会と組合員が選挙にとりくみ、主権者としての一票を行使することをよびかけ、積極的に選挙をたたかいました。選挙結果を受け、改めて「市民と立憲野党の共闘」の新たな前進と安倍政権の悪政阻止のために、職場から運動を強化する決意を固めるものです。

5、自公で3分の2を維持した安倍政権は、9条改憲で一致する補完勢力を抱き込み、早ければ来年通常国会での改憲発議をねらっています。JMITUは、国会での改憲発議を許さず、仮に発議されたとしても国民投票においてかならず改憲案を葬り去るために、憲法9条と民主主義をまもる広範な市民・政党と連帯し、全力をあげてたたかうものです。はじまっている「安倍9条改憲NO! 3000万統一署名」を、職場と家庭、地域から草の根の運動にひろげ推進するものです。

「JMITU」(メールニュース版)は、闘争時の「情報」、組織建設の経験・教訓なども含め適時発行していきます。各支部・分会などひろく発信してください。